

37	<b>農業生産活動における危険な作業等の把握</b>	食	環	労	管
----	----------------------------	---	---	---	---

農作業による事故を防ぎ、労働の安全を確保することは、農業生産と農業経営の安定を図るために、基本的かつ重要な事項です。農作業事故を起こさないためには、日頃から危険を伴う作業や作業手順について、把握しておきましょう。

実践項目

1. 作業手順、作業環境や危険箇所について、日頃から確認しておく。	共通
<p>機械を使用して農作業を行う場合、ほ場の傾斜等の状況によっては作業に危険が伴うことがあります。</p> <p>①事故の危険性がある農作業や場所をあらかじめリストアップしておき、注意するよう作業員全員に周知しておきましょう。</p> <p>②ほ場の出入口は、機械を搬入出する際に危険がないよう傾斜を緩くし、幅も十分持たせて脆弱な部分は補強しましょう。</p> <p>③挟まれ事故の起きる可能性のあるほ場や場所をチェックしておき、そこでは機械と樹や柱等との間隔を十分にとって作業をし、可能であれば改善をしましょう。</p>	
2. 作業を受委託する場合は、注意事項の伝達を十分行い、事故防止に努める。	共通
<p>農作業の受委託の場合、作業を請け負う者（受託者）は、ほ場の危険箇所を知らない場合もあるため、思わぬ事故につながるケースも想定されます。ほ場の危険な箇所、危険を伴う作業については、受託者に十分伝えましょう。</p>	
3. 大勢で機械を使って作業を行う際は、作業員間の意志疎通を図る。	共通
<p>作業時の激しい騒音は、作業員間の連絡や警報の認知を妨げ、事故につながる原因となります。機械を使用して大勢で作業を行う場合は、作業の危険性を全員が認知しあらかじめ合図を定めたり、作業員間の距離を十分保つ等して、事故の防止に努めましょう。</p>	
4. 万が一の事故に備えた体制整備と応急処置を身に付けておく。	共通
<p>突発的に事故が起きると、一時的に混乱状態に陥るおそれがあるため、事前に緊急事態に備えた連絡体制を整えておくことが重要です。事象によっては、迅速で適切な応急処置ができるかが怪我等の回復には重要となるので、応急処置法を身に付けて置くことも大切です。</p>	

●農林水産省「農作業安全対策」

●農林水産省「防ごう！農作業安全地域活動マニュアル」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/23manual.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/23manual.html)

関連法令等

●「農作業安全のための指針について」

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

38	危険を伴う作業の従事者などに対する制限	食	環	労	管
----	---------------------	---	---	---	---

農作業事故を防止するため、飲酒や病気・負傷・疲労などにより正常な作業が困難な場合は、作業をしないか、作業の内容を制限する必要があります。特に、機械作業、高所作業、農薬散布作業など危険を伴う作業には従事しないようにしましょう。

また、高齢者、妊産婦、年少者などが行う作業についても、事故防止のため、作業内容に配慮しましょう。

実践項目

1. 危険を伴う作業には体調不良者を従事させない。作業者の体調に応じて作業内容を制限する。	共通
<p>農作業事故を防止するため、次の者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない、又はさせないようにしましょう。また、それ以外の作業であっても、必要に応じて作業内容を制限しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①飲酒し、酒気を帯びている者</li> <li>②薬剤を服用し、作業に支障のある者</li> <li>③病気、負傷、疲労により、正常な作業ができない者</li> <li>④妊娠中及び産後1年を経過していない女性</li> <li>⑤年少者</li> <li>⑥作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合は除く）</li> <li>⑦機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者</li> </ul>	
2. 定期的に健康診断を行い、作業に支障が無いことを確認する。	共通
<p>管理者は、定期的な健康診断を作業者に受けさせ、日頃から健康管理に努めましょう。健康状態によっては、作業を休むか、作業の手順分担を見直しましょう。</p>	
3. 余裕を持った作業計画を立てる。	共通
<p>一日の作業時間が8時間を超えないように努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るようにしましょう。</p> <p>また、気象条件やほ場条件などにより、作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性もあることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てましょう。</p>	

関連法令等

●「農業作業安全のための指針について」

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

39	<b>安全に作業を行うための服装や保護具の着用</b>	食	環	労	管
----	-----------------------------	---	---	---	---

農作業事故から身を守るためには、作業にあった適切な服装と保護具の着用が必要です。短時間で済むから、暑いから、面倒だからといった油断が事故を招きます。

きちんとした身支度は、安全への第一歩。結果的には能率の良い作業につながります。

実践項目

1. 農薬を散布する時はマスク、メガネ、手袋、防護服を着用して農薬の被曝防止対策を行う。	共通
<p>(1) 防除器具の点検整備や薬剤の調製時及び散布時には、専用の作業衣とメガネ等保護具を着用し農薬の種類に適したマスクを使用しましょう。</p> <p>(2) 散布作業後は保護具を清掃し、所定の場所に保管しましょう。マスクの替え式フィルター等は忘れずに交換し、使い捨てマスクの使用は1回とします。農薬で汚れた作業衣は、他の物とは一緒にせず単独で洗いましょう。</p>	
2. トラクター・コンバイン・肥料散布等機械作業を行うときは、ヘルメットを着用し作業着の袖口やズボンの裾を絞り、機械への巻き込みを防止する。	共通
<p>回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、頭髮は短くまとめてヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に着けないなど、特に注意しましょう。</p>	
3. 高所作業や転倒・落下物の危険性のある場所での作業ではヘルメットと滑りにくい靴等を着用し、場合によっては命綱の用意など身の安全を図る。	共通
<p>(1) 高所作業の場合には、ヘルメット、安全帯や命綱等を使用し、靴は滑りにくいものにしましょう。</p> <p>(2) 転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業の際には、ヘルメットを着用し、滑りにくい靴や安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いましょう。</p>	
4. 飛散物、粉塵、振動が多い中での作業では、メガネや耳栓等保護具を着用し、身体各部位の保護を行う。	共通
<p>(1) 飛散物や粉塵が発生する作業を行う際には、保護メガネ・防塵メガネ・防塵マスクを着用するなど、作業の必要に応じて適切な保護具を使用しましょう。</p> <p>(2) 騒音が生じる作業では、耳栓又はイヤーマフを着用しましょう。</p> <p>(3) 振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用しましょう。</p>	

●農林水産省「農作業安全対策」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)

関連法令等

●「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)

40	<b>農作業事故防止のための作業環境改善等の実施</b>	食	環	労	管
----	------------------------------	---	---	---	---

農作業を安全に快適に行うため、日頃の点検により農作業事故につながる恐れのある箇所の確認と改善を行い、農作業事故の発生防止に努めましょう。

また、農作業を快適に行うための、作業方法の工夫や改善などを図り、労働負担軽減に向けた取り組みを行いましょう。

実践項目

1. 作業場の整理・整頓・清掃をする。	共通
<p>作業場の作業性・安全性を高めるために、作業環境を整えることが重要であり、作業場の整理・整頓を行うことが大切です。下記の点にも取り組みましょう。</p> <p>①日頃から危険性の高い機械作業や作業環境による危険箇所についてチェックを行い、リスクマップ等を作成することで、作業者間で情報を共有しましょう。</p> <p>②危険箇所には表示板等を設置するとともに、安全に作業ができるよう改善を行い農作業事故防止に努めましょう。</p> <p>③長時間同じ姿勢を続ける作業や重い荷物の運搬を行う時は、作業の工夫や工程の変更により軽労化を行うとともに、定期的に休息時間を確保しましょう。</p>	

**危険箇所への適切な対応事例**

- ①ほ場出入口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施
- ②高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施
- ③騒音・振動・寒暖の差の激しい場所での、定期的な休憩の実施
- ④閉鎖空間への閉じ込め防止措置
- ⑤作業に適した時間の作業、作業時の明るさの確保

出典：農業ナビゲーション研究所

●農林水産省「農作業安全対策」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/)

関連法令等

●「農作業安全のための指針について」

(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知)

41	機械、装置、器具等の安全確認、点検・整備	食	環	労	管
----	----------------------	---	---	---	---

農業機械・装置、器具類は、作業を行う前に必ず点検を行いましょ。う。

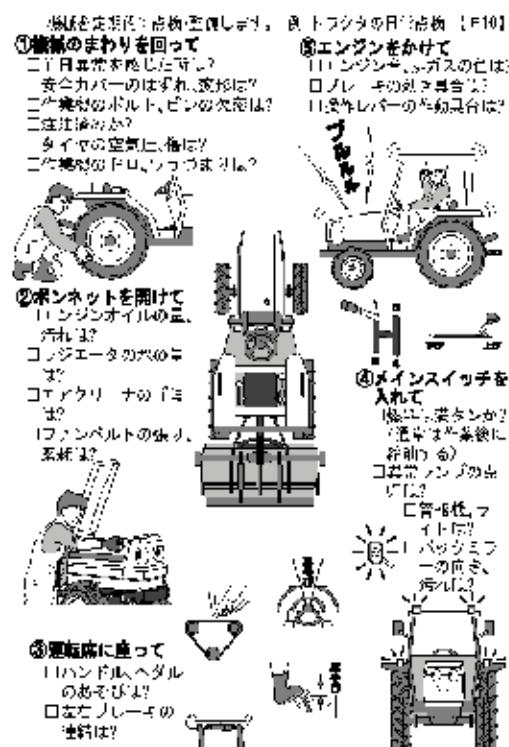
安全装置や防護カバー等の安全装備について確認を行い、もし破損、ゆるみなど異常が見つかった場合は、調整又は修理をするなど、必要な措置を行いましょ。う。

農作業における死亡事故の大半は、農業機械を使用していたときに発生しています。農業機械・装置、器具類の導入時には、性能・作業性・経済性だけでなく、「安全性」も考慮した選択を行いましょ。う。

実践項目

1. 機械・装置・器具等の定期点検整備をする。	共通
<p>(1) 法律に基づく点検は必ず受けましょ。う。たとえ法律の規定が無くとも、年に1回、使用開始時又は使用終了時には認定整備施設等で整備しましょ。う。</p> <p>(2) 機械等は、定期点検時に、指定された定期交換部品を必ず交換しましょ。う。</p>	

2. 機械・装置・器具等は使用の都度、清掃及び点検整備をする。	共通
<p>(1) 安全に農作業を行うために、人体に危害を与えないよう、日頃から農業機械、施設、器具類の点検や適正な操作を行いましょ。う。</p> <p>(2) 機械、装置、器具類を使用する場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行います。また操作、装着の方法等について確認しておきましょ。う。機械、器具及び安全装置等に異常がある場合には、必ず調整又は整備を受けるなどの必要な措置を行いましょ。う。</p> <p>(3) 作業を行ったときは、運転日誌、点検・整備日誌等への記帳を行い、記録に基づいた適正な管理を行いましょ。う。</p>	



【〇】 機械の定期的な点検・整備

出典：生物系特定産業技術研究支援センター

● 農作業安全情報センター「安全で快適な農作業を目指して」  
<http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/index.html>

関連法令等

- 「農作業安全のための指針について」  
(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知)
- 「農作業安全対策の推進について」  
(平成 19 年 1 月 30 日付け 18 生産第 6674 号農林水産省生産局長通知)



42	機械、装置、器具等の適正な使用	食	環	労	管
----	-----------------	---	---	---	---

油断や慣れが農作業事故につながります。

機械、装置、器具等を取り扱う際は、必ず取扱説明書どおりに使用しましょう。

実践項目

1. 施設・機械・器具は使用の都度、清掃及び点検整備をする。	共通
<p>(1) 機械等の取扱説明書は使用前に熟読し、不具合を感じたときなど、いつでも確認できるよう保管します。</p> <p>(2) 脚立や梯子を使用する際に、踏み段にグリース、油、泥、雪、ペンキ等滑りやすいものが付いている場合は、きれいにふき取って使用しましょう。 また、ぐらつかない安定した場所に設置しましょう。</p> <p>(3) 作業者に機械の運転を依頼する際は、免許の取得状況について把握するように努めましょう。</p>	
2. 作業機械のトラック等への積み下ろし時は、安全に留意（補助者を置くなど）する。	共通
<p>(1) 緊急時に備えて、家族や作業者全員がエンジンの停止方法、運転操作方法を確認しておきましょう。</p> <p>(2) トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意しましょう。</p>	
3. 作業機械の点検・清掃時は、動力を止めて行う。	共通
<p>(1) 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行います。</p> <p>(2) 油圧式の昇降部を上げている場合は、時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておきましょう。</p>	

● 農作業安全情報センター「安全で快適な農作業を目指して」

<http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/index.html>

関連法令等

● 「農作業安全のための指針について」

(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知)

● [農作業安全のための指針参考資料]「個別農業機械別留意事項」

(平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10313 号農林水産省生産局生産資材課長通知)

43	<b>農薬の適正な管理（法を含む）</b>	食	環	労	管
----	-----------------------	---	---	---	---

農薬による汚染は、水産動植物などに危害を与え、かんがい水や飲料水源に影響を及ぼします。作業員自身も危害を受ける可能性があるほか、土壌の汚染により農作物が汚染され、それが原因となって人畜に被害を及ぼす可能性もあります。

農薬は、正しい保管と取扱いの手順を守り、適切に管理しなければなりません。

**実践項目**

1. 農薬は鍵のかかる場所に保管し、鍵は管理 担当者を決めて管理する。	共通
<p>(1) 盗難や事故防止のため、農薬は鍵のかかる専用の保管庫や保管室で管理しなければなりません。万が一、盗難や紛失した場合は、警察署に通報しなければなりません。</p> <p>(2) 鍵の管理は、担当者を決めておき、不特定者が使用できないように管理することが必要です。</p> <p>(3) 在庫台帳などの記録管理により、保管量を定期的に把握して下さい。</p> <p>(4) 農薬保管庫は、できる限り衝撃や火災に耐える素材でできたものを選択し、直接日光の当たらない冷涼で乾燥した場所に設置しましょう。また、保管室などに人が立ち入る構造の場合には、通気口や換気口などにより通気を確保しましょう。</p> <p>(5) 農薬保管庫は、農薬が漏出するなどの事故があっても、河川・湖沼などを汚染する危険性のないところに設置しましょう。床の構造は、農薬が浸透しないことが必要です。</p>	



【〇】整理された保管庫

2. 農薬は、肥料資材等と区分して保管する。	共通
<p>(1) 農薬保管庫は、飛散による汚染を防ぐため、肥料や農業資材、農産物と離れた場所で管理する必要があります。</p> <p>(2) 毒物及び劇物を保管する場合は、他のものと区別して保管し「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が必要です。</p>	



【〇】保管の際の表示例

3. 農薬散布の判断ができるなど、農薬に関する十分な知識を持った 責任者をおく。	共通
<p>農薬を扱う者は、研修を受けるなどして農薬に関する知識と技能を身につけて下さい。</p>	

写真出典：農業ナビゲーション研究所

関連法令等

- 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号）
- 「農作業安全のための指針について」  
（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）


<b>44</b>	<b>燃料・肥料等の適切な管理（法を含む）</b>	食 環 労 管
-----------	---------------------------	---------

燃料タンクや暖房装置等から、人為的ミスや破損により、燃油等の流出事故が毎年多数発生しています。これらが河川へ流入すると、農業のみならず水道水や水産業、生態系にも深刻な被害を与えます。

燃油は適切な保管を行うとともに、万が一流出した場合は直ちに適切な処置を行って、被害を最小限に食い止めなければなりません。

肥料や土壌改良資材には、火気、湿気、衝撃等によって発熱や発火するおそれのあるものもありますので、適切に管理しましょう。

実践項目

1. 燃油は適切に管理する。	共通
<p>容器は適切なものを使用し、専用の場所に保管しましょう。油漏れを想定して燃油タンク周囲には防油堤を設けておくと流出や地下への浸透が一時的に防げます。また消火器等を備え、関係者以外の立ち入りも制限しましょう。</p>	
2. 暖房や貯蔵施設、配管等の点検を行って、燃油の漏出を防ぐ。	共通
<p>燃油の貯蔵施設では、暖房機を使用しない時期は、全ての燃料配管のバルブを閉じて固定しておきましょう。配管設備は腐食等による破損がないか定期的に点検しておきましょう。また一定時期のみ使用する場合は、使用開始前に必ず試運転を行いましょ</p>	
3. 油が流出した場合は関係機関に連絡するとともに、被害拡大防止策を講ずる。	共通
<p>(1) 万が一油の流出や地下浸透をさせてしまった場合は、最寄りの市町村または地域振興局へ連絡しましょう。</p> <p>(2) 新聞紙や布で吸い取る等でできる限り回収に努め、手近にある砂で堰を設けたり、排水溝を塞ぐ等の流出防止策も講じましょう。</p> <p>(3) 水で洗うと余計に被害が拡大しますので、決して水で洗い流すことのないようにしましょう。</p>	
4. 肥料や土壌改良のための資材は、保管の場所・方法に注意する。	
<p>(1) 生石灰等湿気で発熱の恐れのある資材は、風雨にさらされない場所で保管しましょう。</p> <p>(2) 硝酸アンモニウム等爆発物の原料となる肥料は、鍵のかかる施設に保管し盗難に留意するとともに盗まれた場合は、直ちに最寄りの警察署へ連絡しましょう。</p> <p>また、これらの肥料や資材の近くでは火気厳禁とし、静電気の発生しやすい服装は避けましょう。</p>	

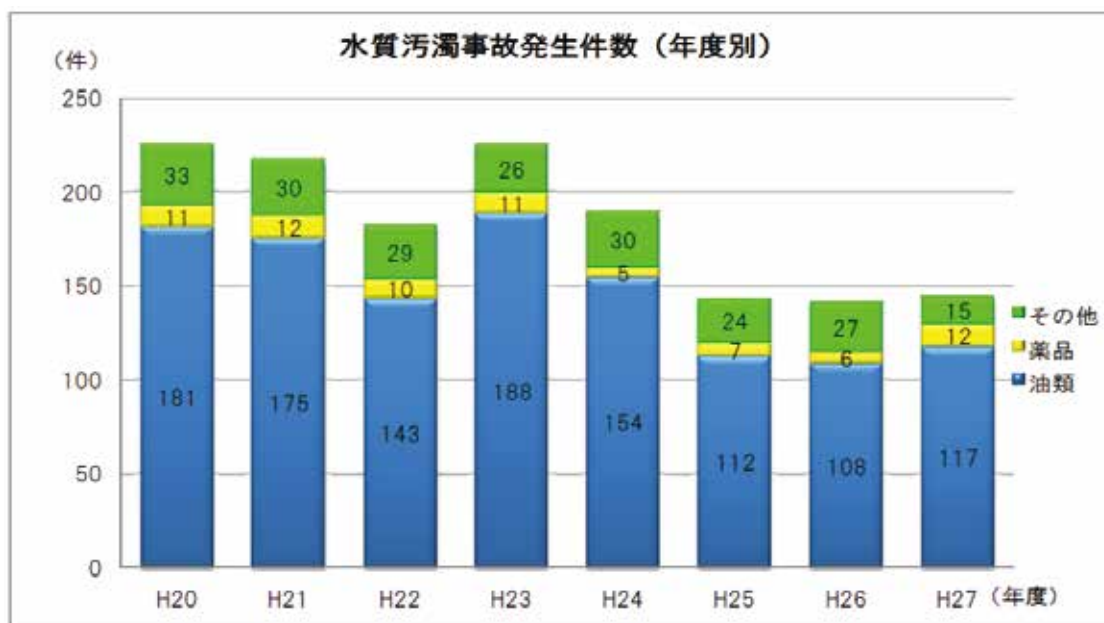


## 灯油等のホームタンクを設置している場合の注意点

- ①タンクから灯油を小分けする際は、その場を離れない
- ②タンクや配管に傷みがないか、油量が急激に減っていないか、こまめに確認
- ③タンクには灯油の流出を防ぐ「防油堤」を設置
- ④タンクや灯油の配管は、積雪の重みや、雪かきの際の衝撃による破損にも十分注意



【○】 灯油ホームタンクの設置例



出典：長野県

### ●長野県環境部「水質汚濁事故を防止しましょう」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/shizen/suishitsu/odaku/index.html>

### 関連法令等

- 「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号）
- 「消防法」（昭和23年7月24日法律第186号）
- 「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

45	<b>事故後の農業生産継続に向けた保険加入（法を含む）</b>	食	環	労 管
----	---------------------------------	---	---	-----

労災保険は、雇用労働者の業務災害時の補償を目的とする公的保険です。農業者も一定の要件を満たしていれば特別加入制度で加入できます。経営を維持し、家族の生活を守るため、万が一に備え、労働者災害補償保険（労災保険）に加入しましょう。

労働者が業務上負傷し、又は疾病に罹った場合は、使用者はその費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければなりません。

実践項目

1. 労働保険に加入する。	共通
<p>(1) ケガや事故に備え、労災等への加入を行いましょう。</p> <p>(2) 労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるケガや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は、雇用労働者の加入手続きを行う必要があります。</p> <p>ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は任意となります。</p>	
2. 作業者に事故・病気等が起きた場合を想定し、緊急時の連絡手順を確認する。	共通
3. 緊急対応についてのマニュアルや緊急時の連絡先一覧を作成する。	共通
<p>(1) 事故や病気が起きた際にスムーズに対応できるよう、病院の連絡先や、組織内での緊急連絡手順を確認し、また施設内に掲示したり、作業者が携帯するなどして、作業者間での共有を図りましょう。</p> <p>(2) 労働災害、生産物や製品事故等が発生した場合を想定した危機管理のための対応マニュアルや、緊急連絡先のリスト、連絡網などを作成することも重要です。</p>	

労災保険の特別加入に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

●農林水産省「農作業安全対策」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

関連法令等

- 「労働者災害補償保険法」（昭和22年4月7日法律第50号）
- 「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年12月9日法律第84号）
- 「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年10月4日政令第319号）
- 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成2年5月24日法務省令第16号）
- 「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）